

西伊豆町男女共同参画推進プラン

(素案)

令和6年3月
西伊豆町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の背景	2
5. 計画の策定方法	4
6. SDGs（持続可能な開発目標）の推進	5
第2章 西伊豆町の概況	6
1. 西伊豆町の現状	6
2. 町民アンケート調査の結果	11
第3章 計画の基本的な方向性	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 施策の体系	22
第4章 施策の推進	23
基本目標1 男女共同参画意識の醸成	23
基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり	27
基本目標3 生涯にわたる健康的な生活の実現	32
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	35
第5章 計画の推進に向けて	38
1. 計画の周知	38
2. 庁内の推進体制	38
3. 計画の評価・進捗管理	38
4. 国・県との連携	38

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、性別に関わりなくすべての人が社会のあらゆる機会に参画できる機会を得られるとともに、持っている個性と能力を十分に発揮して活躍することのできる社会のことです。わが国では、男女共同参画社会の実現に向けて日本国憲法における「個人の尊重」と「法の下での平等の原則」に基づいて、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「女子差別撤廃条約」への批准等の法律・制度の整備が図られてきました。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国における最重要課題として位置づけられました。平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成17年に「育児・介護休業法」を施行、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定したほか、平成28年4月より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行する等、女性の活躍を推進する動きが拡大しています。

しかし、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化した家庭内暴力や望まない妊娠等の困難を抱える女性への支援や性的マイノリティに対する理解促進等、いまだ残されている課題への対応も求められています。

西伊豆町では、平成22年に「西伊豆町男女共同参画推進プラン」を策定し、「男女がともに参画するまちづくり」の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。本計画は、これまでの取り組みを検証するとともに、男女共同参画や女性活躍、差別解消等に関する社会情勢の変化や国内外の動向、新たに生じた課題等に対応するため計画内容の見直しを行い、本町における男女共同参画に係る取り組みを一層推進することを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3の規定に基づき策定されるものであり、本町の男女共同参画社会の構築を推進するための基本的な計画です。また、本計画は国の「第5次男女共同参画基本計画」や静岡県「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、本町における上位計画である「第2次西伊豆町総合計画」との整合を図りながら、男女共同参画社会の構築に向けて求められる施策を体系化し、今後の施策展開の方向性を定めるものとします。

なお、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」としての役割を兼ね、本町における女性の職業生活における活躍の推進に係る施策や、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりと被害者の保護・自立に向けた総合的支援に係る施策について基本的な方向性を示すものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。

なお、計画の期間中であっても、国内外の状況や社会情勢の変化等に応じて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4. 計画策定の背景

(1) 世界の動向

昭和54年、国際連合で「女子差別撤廃条約」が採択されました。この条約は、政治・経済・社会・文化・教育・市民活動等のあらゆる分野における男女平等を目指し、特定の性別の優位や性役割に由来するステレオタイプの撤廃等の必要な措置を定めており、その後の世界の男女平等を図る政策の基盤となりました。

平成5年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃宣言」が採択され、女性に対する暴力が世界的に重要な問題であると位置づけられました。平成7年の第4回世界女性会議（北京会議）においては、世界の女性の地位向上と能力開発を目指す国際的な指針となる「北京宣言」及び12の重大領域について定めた「行動要領」が定められました。また、平成23年には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント（社会的弱者が自ら力をつけていくこと）に関わる4つの専門機関を統合した「UN Women」が発足し、男女平等と女性の地位向上の促進がいっそう図られるようになりました。

平成27年には、「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が令和12年までに達成を目指す国際目標として掲げられました。この「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が設定されるとともに、ジェンダー平等の実現がすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要であると位置づけられ、以後ジェンダー平等の実現に向けたさまざまな取り組みが展開されています。

(2) 国の取り組み

平成11年の「男女共同参画社会基本法」が制定されて以降、わが国では男女共同参画推進に係る法整備・体制整備が進められてきました。

平成13年には、内閣府に男女共同参画局が設置され、施策を推進するための体制が横断的に強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(現「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)が施行されるとともに、その後も改正を重ねながら、女性への暴力根絶のための施策が進められています。

平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、さらに平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行される等、自らの意思で職業生活を営もうとする女性の活躍を推進するとともに、女性の方針決定の場への参画に向けた取り組みも進められるようになりました。

令和2年には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この「第5次男女共同参画基本計画」では、社会情勢の急速な変化を踏まえて、予想される環境変化及び課題として以下の8項目を設定しました。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- ②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ③人生100年時代の到来(女性の51.5%が90歳まで生存)
- ④法律・制度(働き方改革等)の整備
- ⑤デジタル化社会(Society 5.0)への対応
- ⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- ⑦頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)
- ⑧ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

これらの環境変化及び課題への対応に向け、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「雇用分野・仕事と生活の調和」、「地域」、「科学技術・学術」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」、「生涯を通じた健康支援」、「防災・復興等」、「各種制度等の整備」、「教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進」、「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」の11分野から成る行動計画のポイントをまとめています。

加えて、この計画では、2030年代に誰もが性別を意識することなく活躍することができるとともに、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を実現するため、その通過点として2020年代のうちに指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取り組みを進めることとする「203030目標」が掲げられています。

(3) 県の取り組み

静岡県においては、「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」の実現に向け、平成13年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に係る取り組みを推進してきました。

これらの計画を見直した、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が令和2年度に策定されました。この計画では、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を基本目標に掲げるとともに、「男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と教育の推進」「安全・安心に暮らせる社会の実現」「職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却」「政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大」の4つの施策の柱に基づく施策展開を図っています。

5. 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

本計画の見直しと策定に向け、本町の男女共同参画に関する町民の意識を把握するとともに、新しい計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く求めることを目的に、パブリックコメントを実施します。

(2) 策定委員会の開催

「西伊豆町男女共同参画推進プラン策定委員会」を設置し、必要な事項の検討・審議を行います。

6. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goals の略であり、平成 27 年 9 月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、令和 12（2030）年までの国際目標です。SDGs は「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第 2 次西伊豆町総合計画」において、SDGs の推進を掲げていることから、本計画においても SDGs を踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のある SDGs のゴールは次の 8 つです。



1 貧困をなくそう



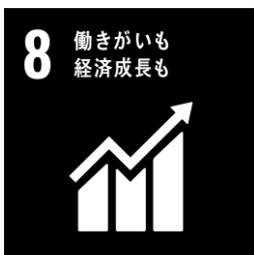
3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



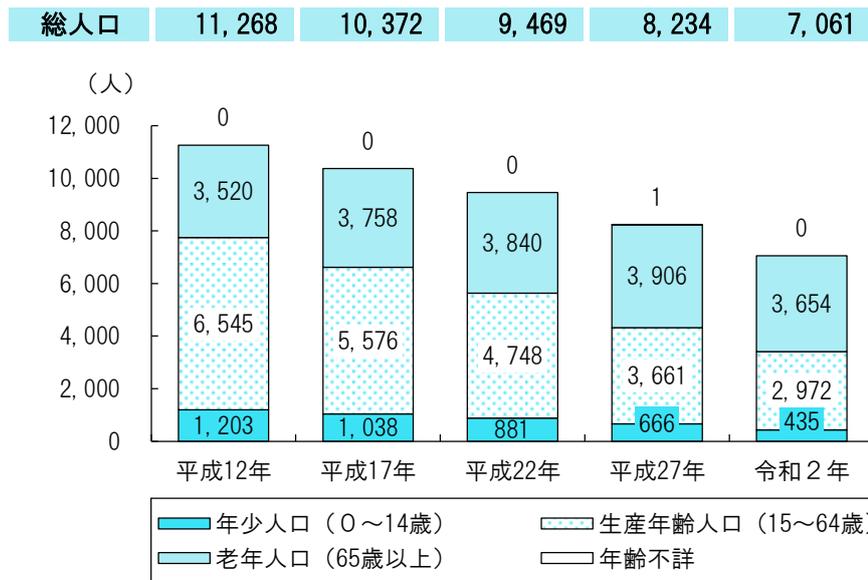
17 パートナーシップで目標を達成しよう

第2章 西伊豆町の概況

1. 西伊豆町の現状

(1) 人口・世帯の状況

【総人口・年齢3区分別人口の推移】



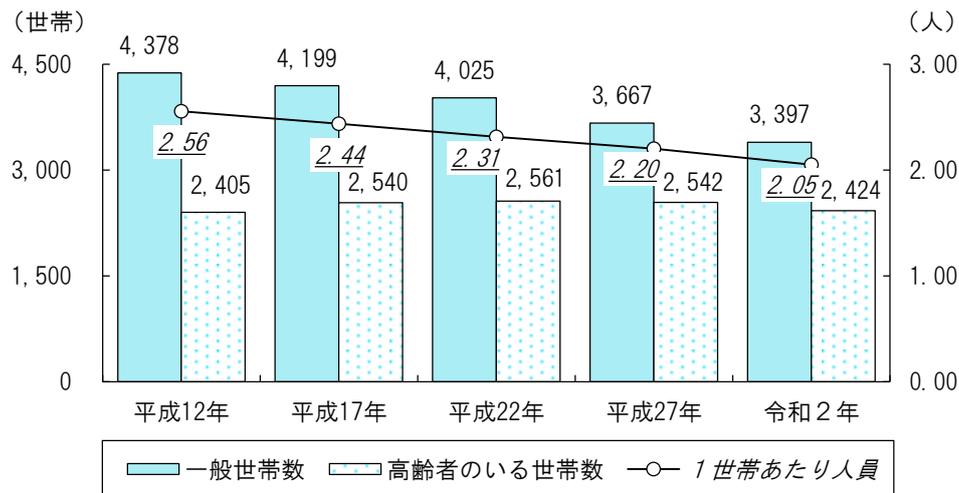
【年齢3区分別人口割合の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0~14歳)	10.7%	10.0%	9.3%	8.1%	6.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	58.1%	53.8%	50.1%	44.5%	42.1%
老年人口 (65歳以上)	31.2%	36.2%	40.6%	47.4%	51.7%

資料：国勢調査

本町の総人口の推移をみると、平成12年以降減少傾向にあり、令和2年においては7,061人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増減を繰り返しており、令和2年における年少人口（0～14歳）は435人、生産年齢人口（15～64歳）は2,972人、老年人口（65歳以上）は3,654人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加し続けています。令和2年における年少人口（0～14歳）は6.2%、生産年齢人口（15～64歳）は42.1%、老年人口（65歳以上）は51.7%となり、高齢化が進行しています。

【一般世帯数、高齢者のいる世帯数、1世帯あたりの人員の推移】

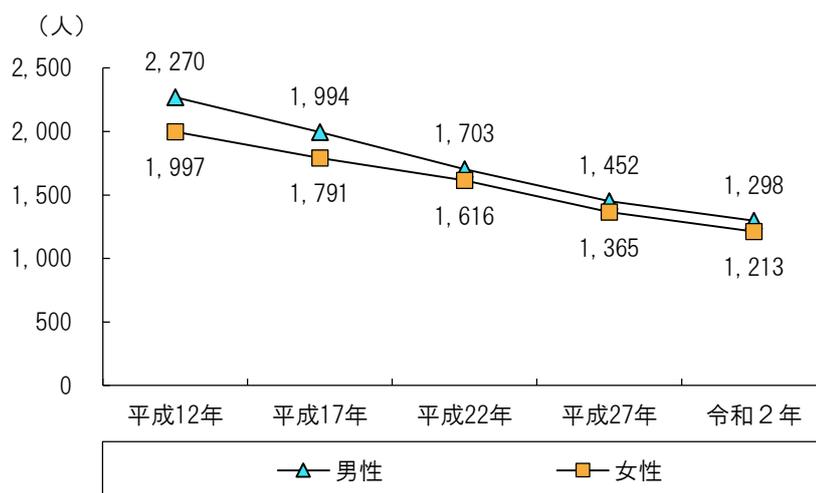


資料：国勢調査

一般世帯数、高齢者のいる世帯数の推移をみると、平成12年以降、一般世帯は減少を続けており、高齢者のいる世帯は増減を繰り返しています。令和2年においては、一般世帯が3,397世帯、高齢者のいる世帯は2,424世帯となっています。また、1世帯あたり人員も平成12年以降減少傾向にあり、令和2年においては2.05人となっています。

(2) 労働・就業の状況

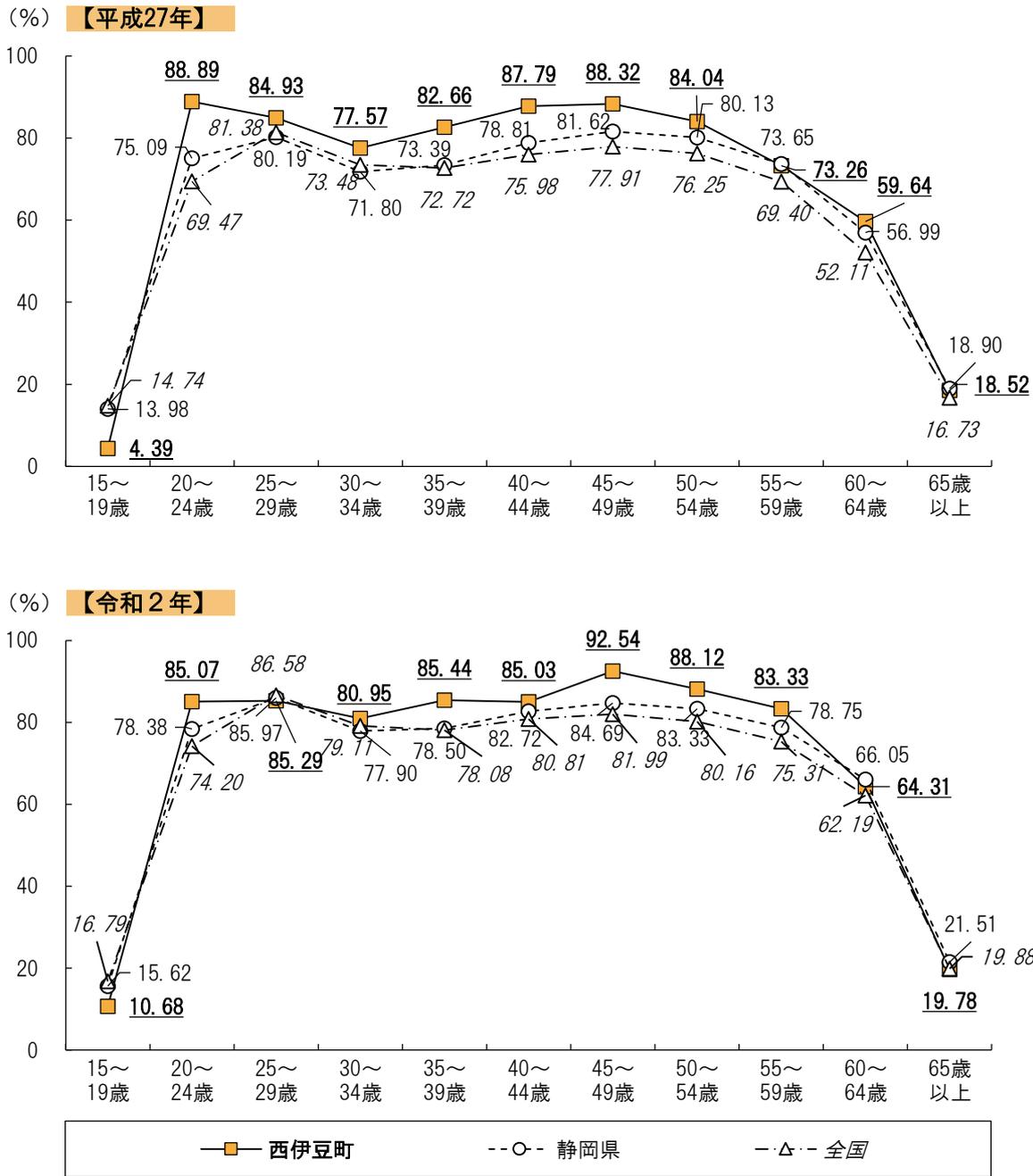
【雇用者数の推移】



資料：国勢調査

雇用者数の推移をみると、平成12年以降、男性・女性ともに減少傾向にあり、令和2年においては男性が1,298人、女性が1,213人となっています。平成12年から令和2年にかけて、男性は972人、女性は784人減少しており、男性の方が女性よりも減少幅が大きくなっています。

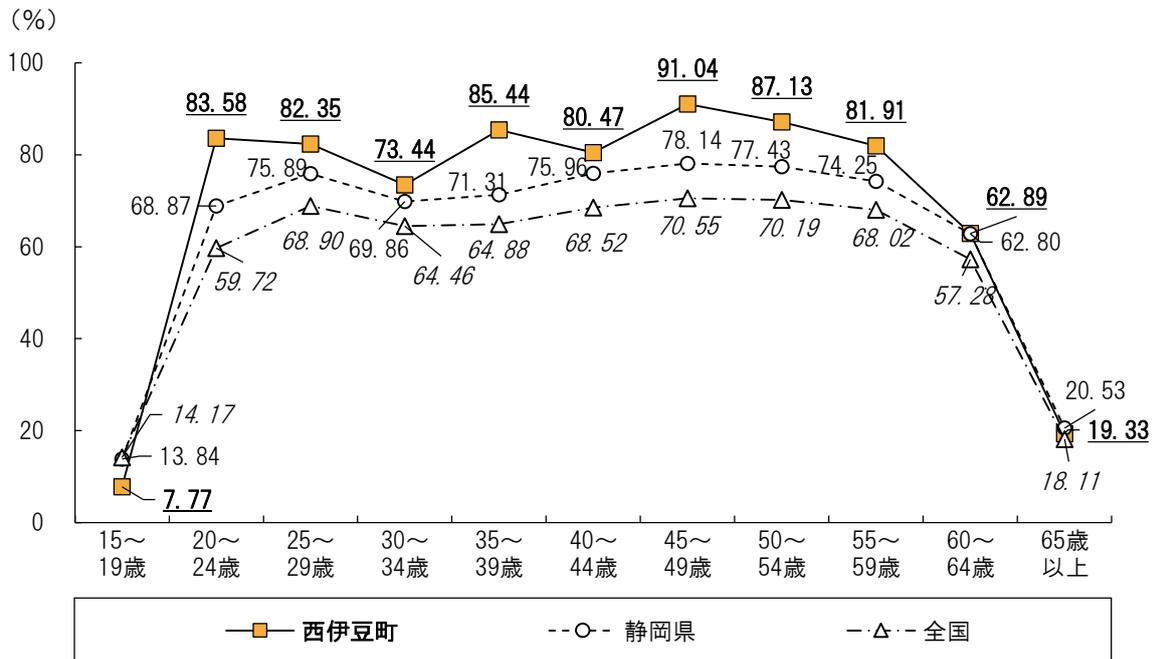
【女性の年齢別労働力率】



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、平成27年においては、20～54歳で県・全国より高く、令和2年においては、20～24歳・30～59歳で県・全国より高くなっています。また、平成27年において20～24歳が88.89%、令和2年においては45～49歳が92.54%と、最も高くなっています。

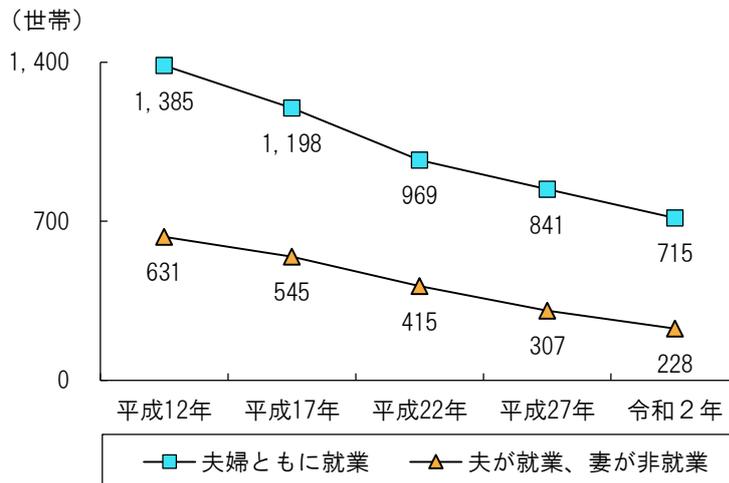
【女性の年齢別就業率】



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

女性の年齢別就業率をみると、すべての年代の中で45～49歳が最も高く、91.04%となっています。また、20～64歳代のすべての年代において、静岡県・全国よりも高くなっています。

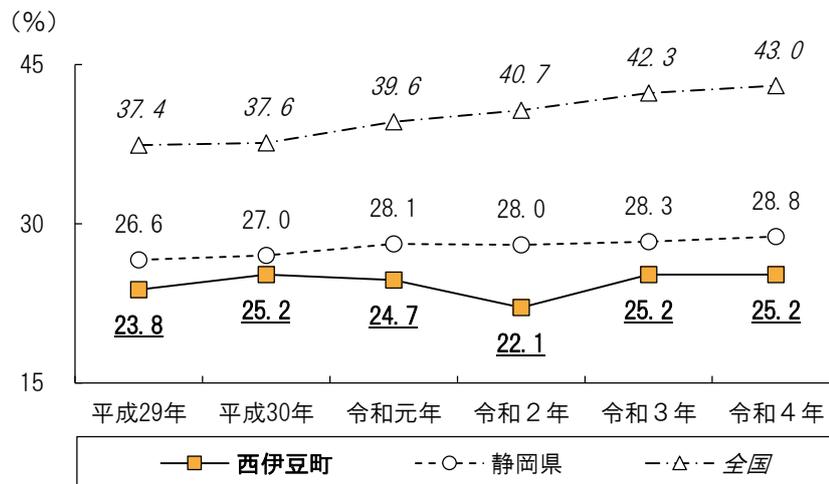
【夫婦の就業状況の推移】



資料：国勢調査

夫婦の就業状況の推移をみると、平成12年以降、「夫婦ともに就業の世帯」「夫が就業・妻が非就業の世帯」ともに減少傾向にあり、令和2年においては「夫婦ともに就業の世帯」が715世帯、「夫が就業・妻が非就業の世帯」が228世帯となっています。平成12年から令和2年にかけて、「夫婦ともに就業の世帯」は670世帯、「夫が就業・妻が非就業の世帯」が403世帯減少しています。

【審議会等における女性委員割合の推移】



資料：町・県＝地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）
 全国＝国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（各年9月30日現在）

審議会等における女性委員割合の推移をみると、平成29年以降、2割程度で推移しており、令和4年においては25.2%となっています。静岡県・全国と比較すると、静岡県よりも3.6ポイント、全国よりも17.8ポイント低くなっています。

2. 町民アンケート調査の結果

(1) 調査の概要

●調査の目的

「西伊豆町男女共同参画推進プラン」の見直しと策定に向け、西伊豆町の男女共同参画に関する町民の意識を把握するとともに、新しい計画の基礎資料とするため

●調査の設計

調査対象：西伊豆町在住の20歳以上の男女1,000人

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査期間：令和5年8月2日～8月18日

●回収結果

発送数：1,000件 有効回収数：364件（有効回収率：36.4%）

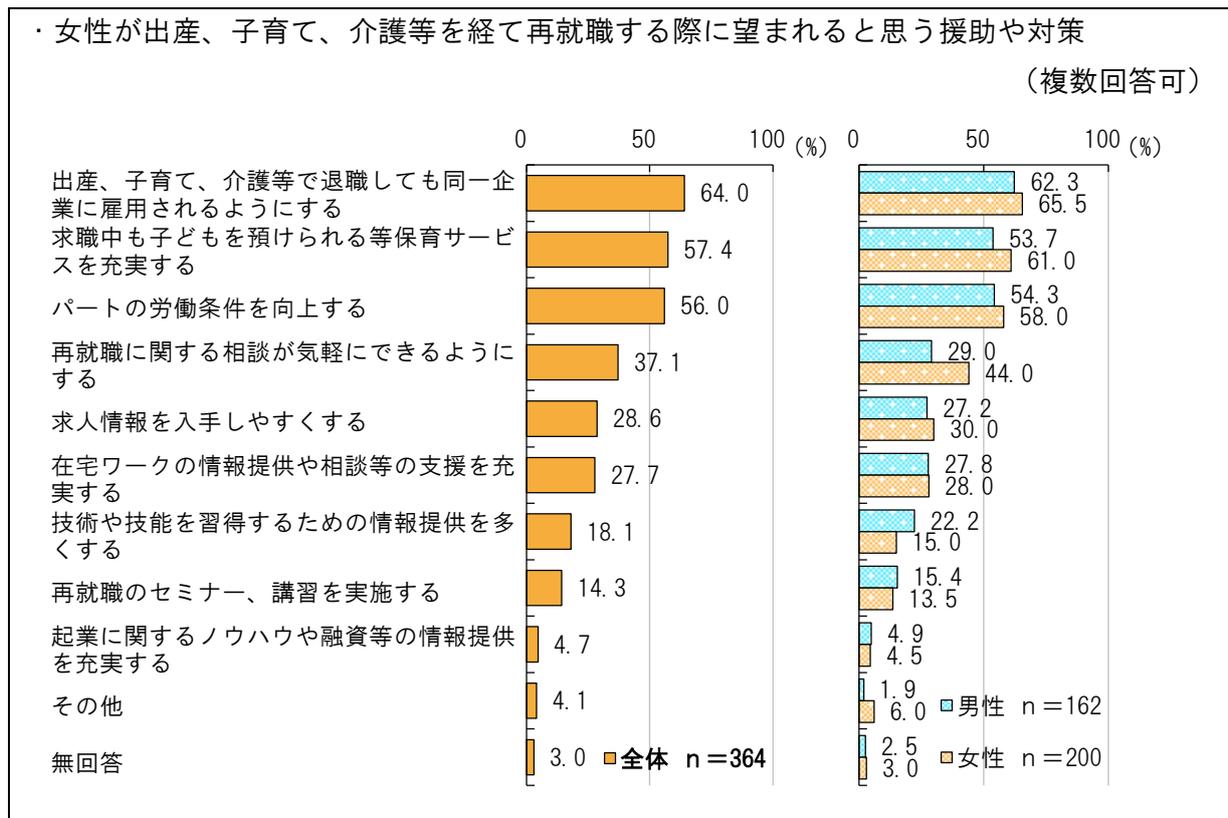
●注意事項

- ・アンケート調査結果の一部を抜粋して掲載しています。
- ・回答率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・性別クロス集計については、5.0ポイント以上差異のあるものについて述べています。
- ・表またはグラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

●回答者の属性

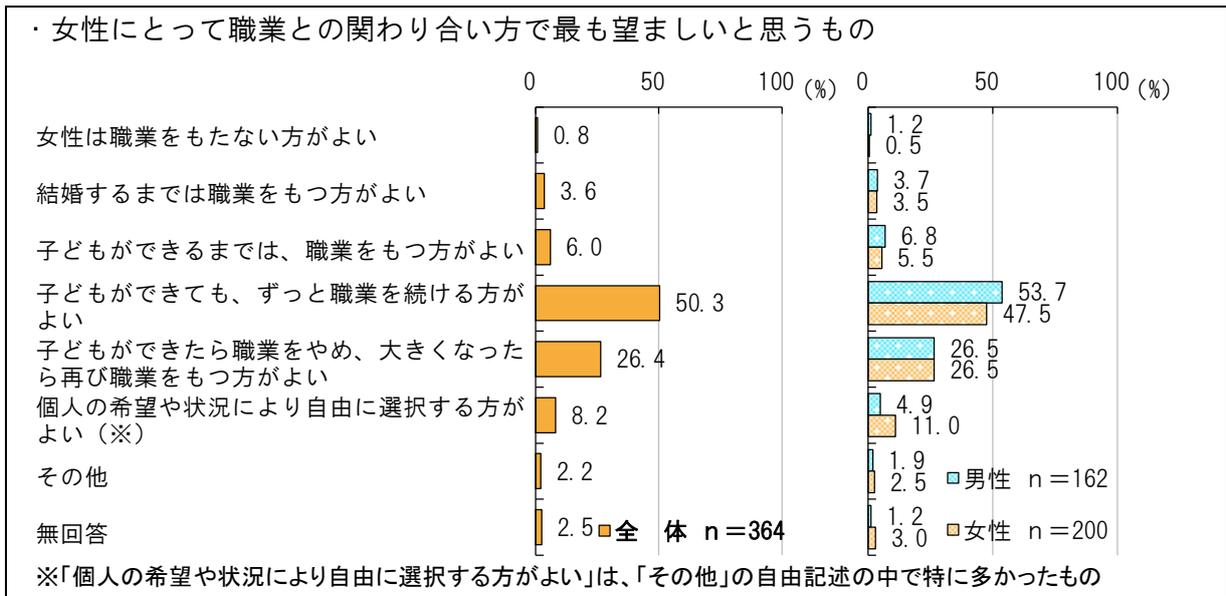
性別	男性	44.5%	家族構成	ひとり暮らし	14.6%
	女性	54.9%		夫婦もしくはパートナーとふたり暮らし	34.3%
	その他	0.0%		夫婦と未婚の子ども	19.5%
	無回答	0.5%		二世帯世帯（親世帯と子世帯）	22.8%
年代	20代	4.1%	三世帯世帯（親と子と孫）	4.9%	
	30代	9.9%	その他	2.2%	
	40代	11.5%	無回答	1.6%	
	50代	13.7%	配偶者等有無	配偶者（事実婚を含む）がいる	70.1%
	60代	23.6%		上記以外のパートナーがいる	0.5%
	70代	27.7%		配偶者等と離別・死別した	10.7%
	80代以上	8.8%		配偶者等はいない	18.1%
	無回答	0.5%	無回答	0.5%	

●女性の就労、活躍推進について



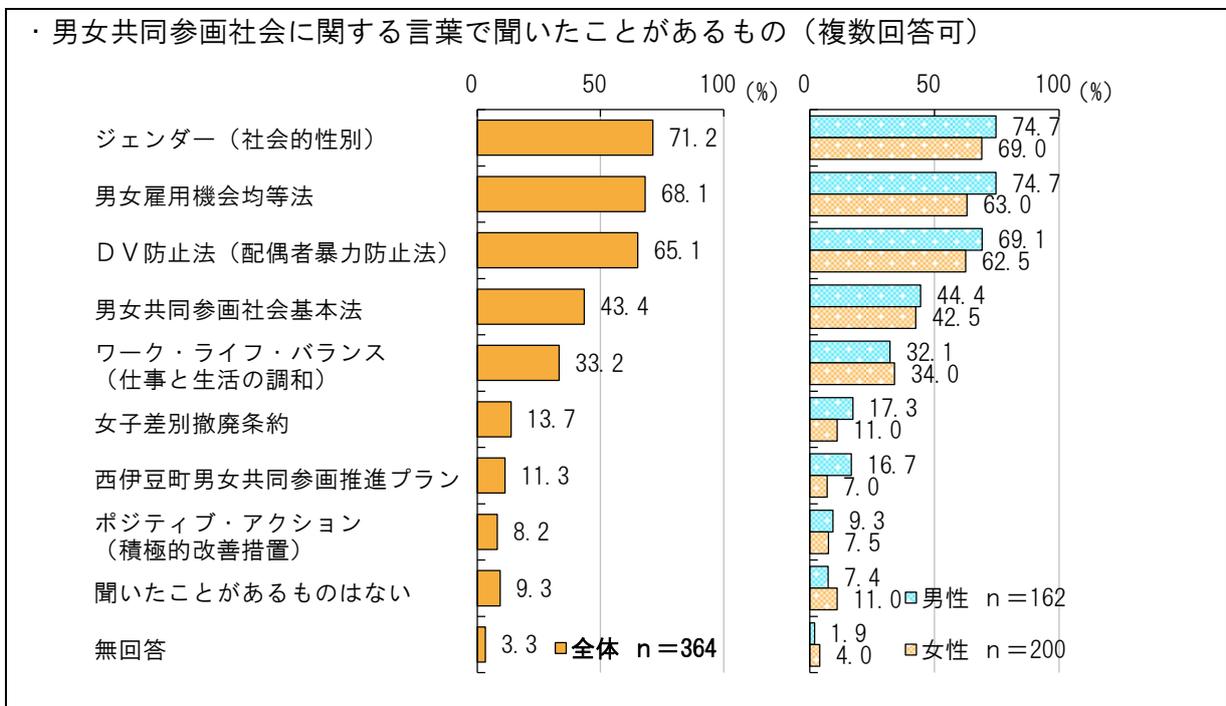
女性が出産、子育て、介護等を経て再就職する場合、望まれると思う援助や対策は、「出産、子育て、介護等で退職しても同一企業に雇用されるようにする」が64.0%と最も多く、次いで「求職中も子どもを預けられる等保育サービスを充実する」が57.4%、「パートの労働条件を向上する」が56.0%などとなっています。

性別で見ると、男性において「技術や技能を習得するための情報提供を多くする」が22.2%と女性より多くなっています。女性においては「求職中も子どもを預けられる等保育サービスを充実する」「再就職に関する相談が気軽にできるようにする」が男性より多くなっています。



女性にとって職業との関わり合い方で最も望ましいと思うものは、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が50.3%と最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が26.4%、「個人の希望や状況により自由に選択する方がよい」が8.2%などとなっています。

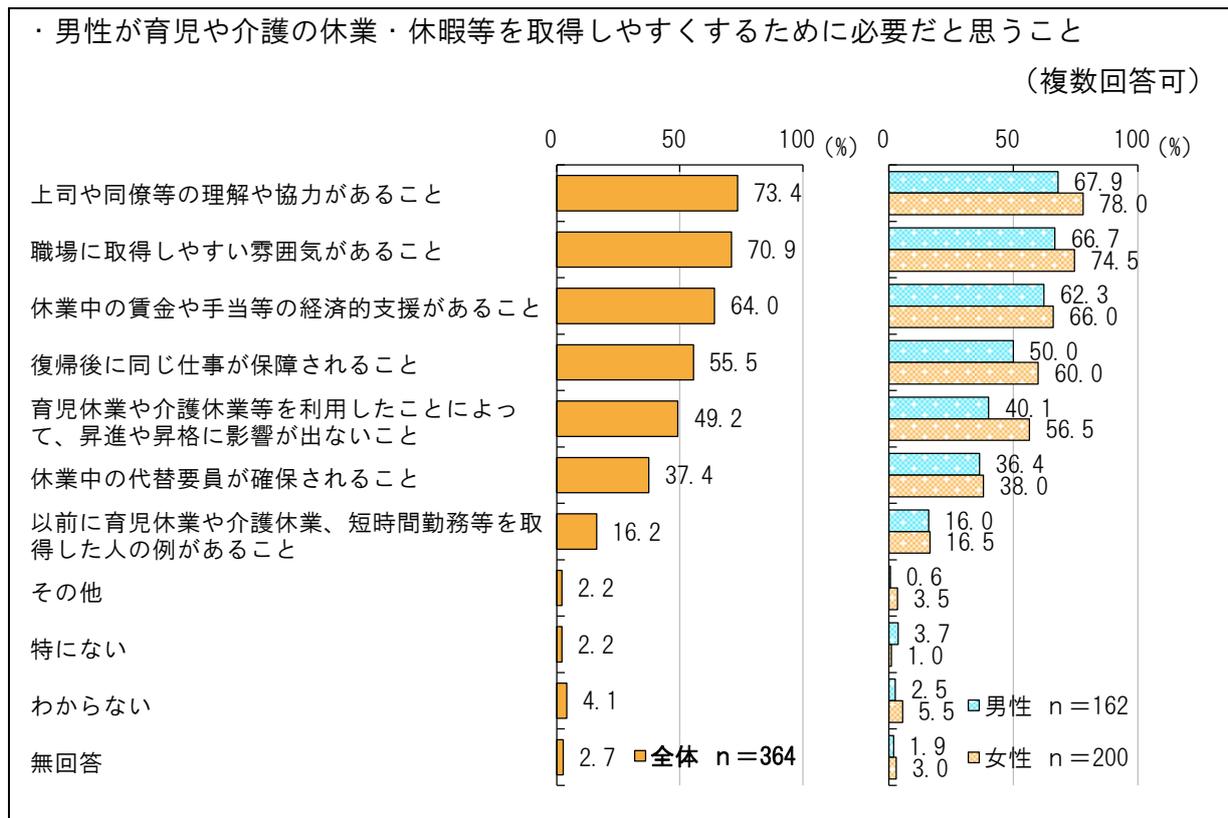
性別でみると、男性において「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が53.7%と女性より多くなっています。女性においては「個人の希望や状況により自由に選択する方がよい」が11.0%と男性より多くなっています。



男女共同参画社会に関する言葉で聞いたことがあるものは、「ジェンダー (社会的性別)」が71.2%と最も多く、次いで「男女雇用機会均等法」が68.1%、「D V防止法 (配偶者暴力防止法)」が65.1%などとなっています。

性別でみると、男性において「ジェンダー (社会的性別)」「男女雇用機会均等法」「D V防止法 (配偶者暴力防止法)」などが女性より多くなっています。

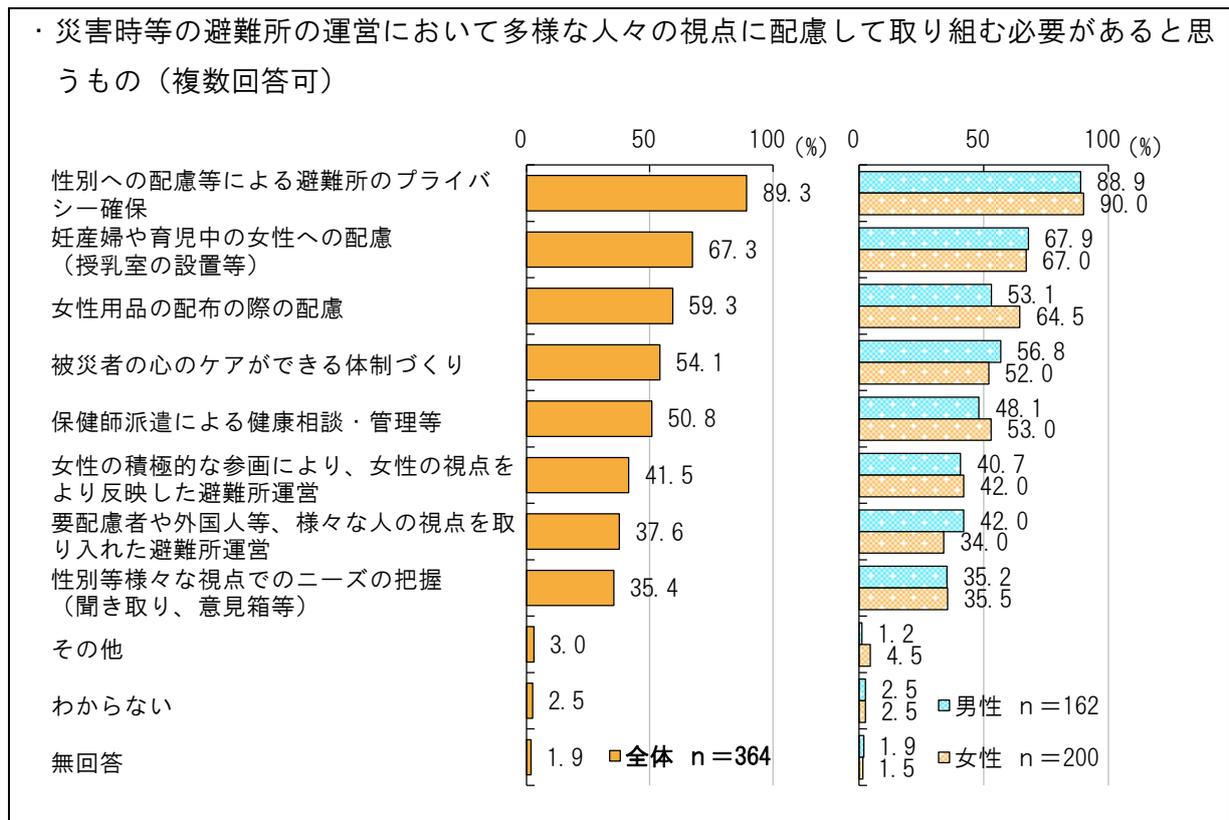
●ワーク・ライフ・バランスについて



男性が育児や介護における休業・休暇等を取得しやすくするために必要だと思うことは、「上司や同僚等の理解や協力があること」が73.4%と最も多く、次いで「職場に取得しやすい雰囲気があること」が70.9%、「休業中の賃金や手当等の経済的支援があること」が64.0%などとなっています。

性別で見ると、女性において「上司や同僚等の理解や協力があること」「職場に取得しやすい雰囲気があること」「復帰後に同じ仕事が保障されること」などが男性より多くなっています。

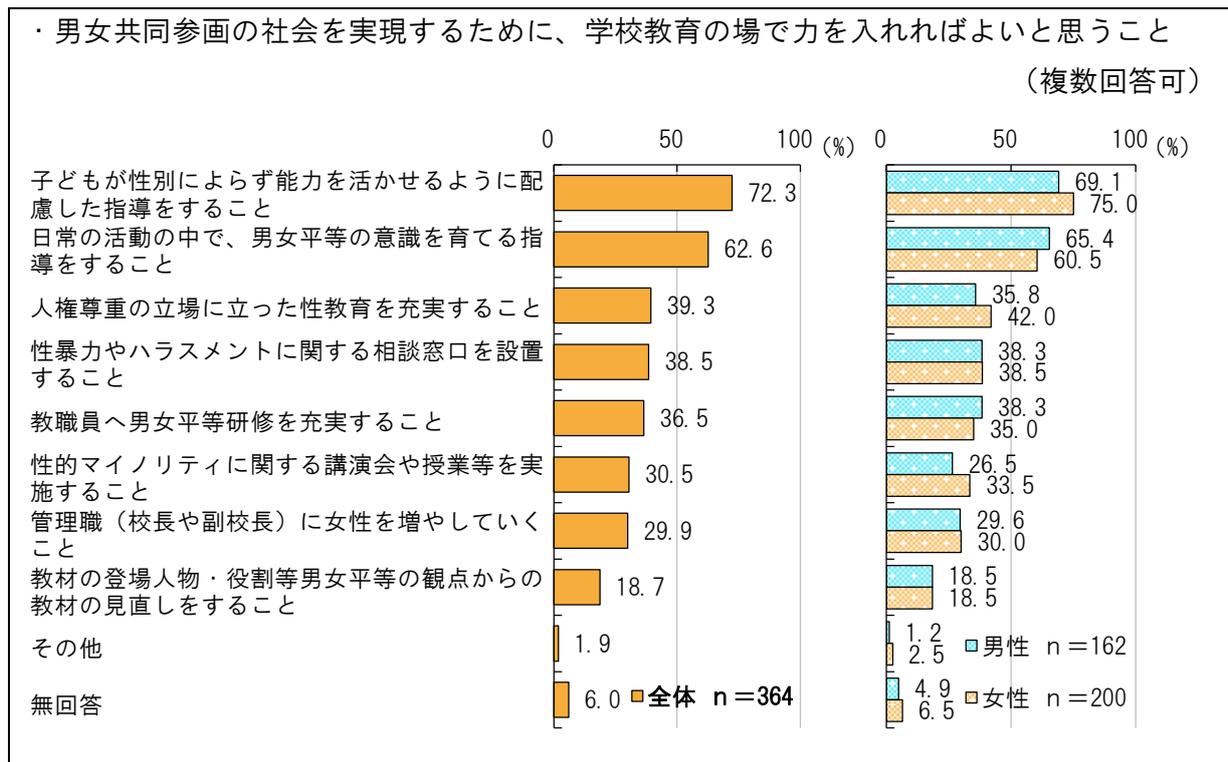
●災害時の対応について



災害時等の避難所の運営において、多様な人々の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは、「性別への配慮等による避難所のプライバシー確保（トイレ、更衣室、物干し場所等）」が 89.3%と最も多く、次いで「妊産婦や育児中の女性への配慮（授乳室の設置等）」が 67.3%、「女性用品の配布の際の配慮」が 59.3%などとなっています。

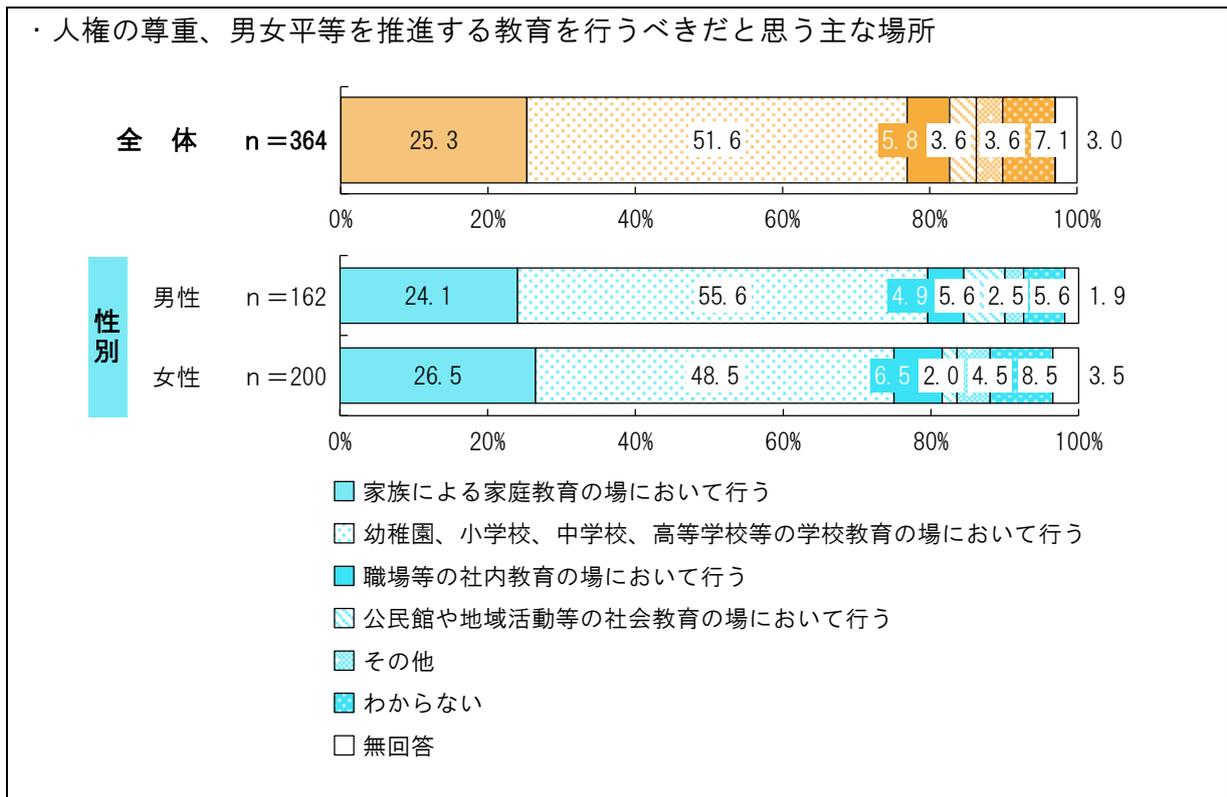
性別でみると、男性において「要配慮者や外国人等、様々な人の視点を取り入れた避難所運営」が 42.0%と女性より多くなっています。女性においては「女性用品の配布の際の配慮」が 64.5%と男性より多くなっています。

●男女共同参画に必要だと思うことについて



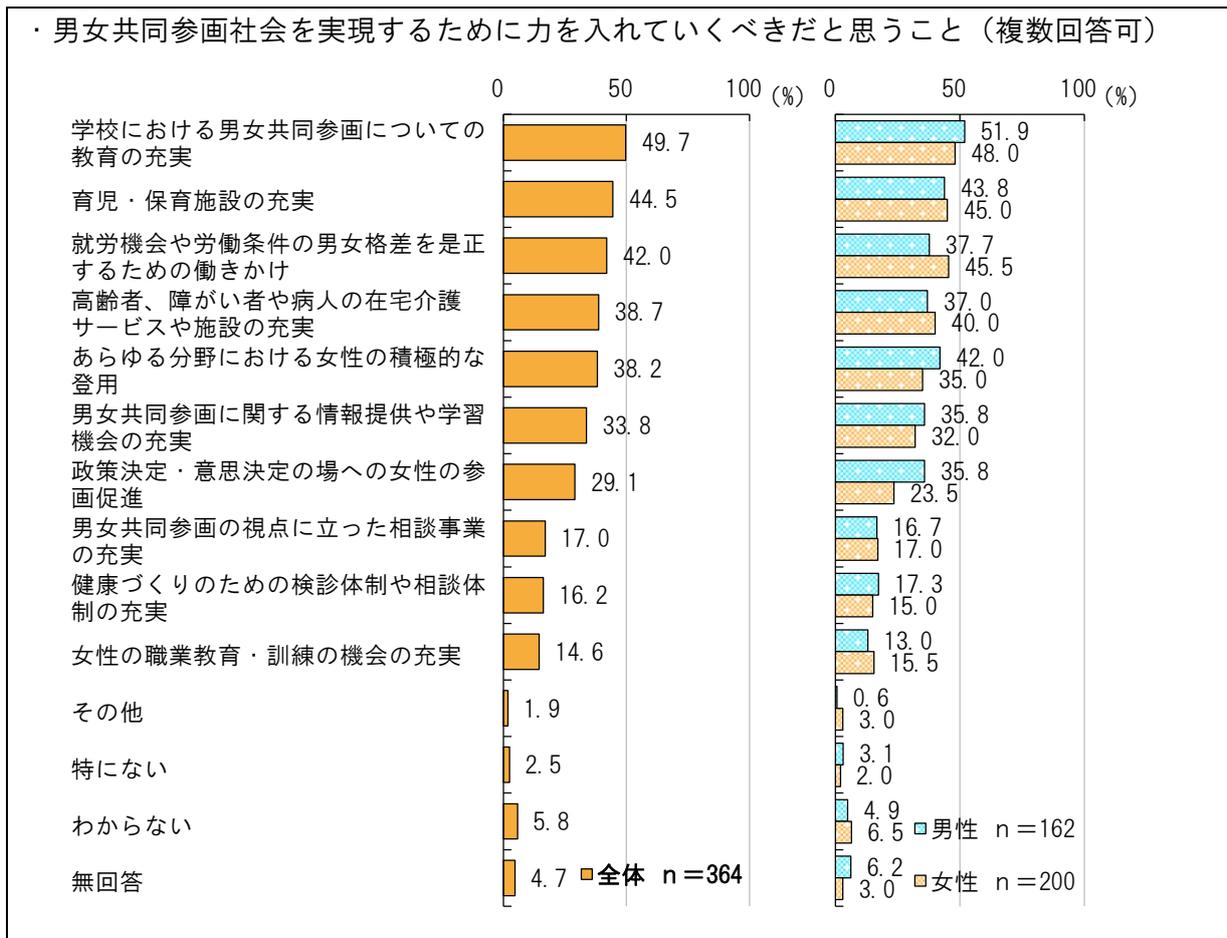
男女共同参画の社会を実現するために、学校教育の場で力を入れればよいと思うことは、「子どもが性別によらず能力を活かせるように配慮した指導をすること」が72.3%と最も多く、次いで「日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導をすること」が62.6%、「人権尊重の立場に立った性教育を充実すること」が39.3%などとなっています。

性別で見ると、男性において「日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導をすること」が65.4%と女性より多くなっています。女性においては「子どもが性別によらず能力を活かせるように配慮した指導をすること」「人権尊重の立場に立った性教育を充実すること」「性的マイノリティに関する講演会や授業等を実施すること」が男性より多くなっています。



人権の尊重、男女平等を推進する教育を行うべきだと思う主な場所は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校教育の場において行う」が51.6%と最も多く、次いで「家族による家庭教育の場において行う」が25.3%、「職場等の社内教育の場において行う」が5.8%などとなっています。一方、「わからない」は7.1%となっています。

性別で見ると、男性において「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校教育の場において行う」が55.6%と女性より多くなっています。



男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべきだと思うことは、「学校における男女共同参画についての教育の充実」が49.7%と最も多く、次いで「育児・保育施設の充実」が44.5%、「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が42.0%などとなっています。

性別で見ると、男性において「あらゆる分野における女性の積極的な登用」「政策決定・意思決定の場への女性の参画促進」が女性より多くなっています。女性においては「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が45.5%と男性より多くなっています。

第3章 計画の基本的な方向性

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現には、人権尊重の考え方をもとに、男女が性別にかかわらず、一人ひとりが社会（まち）の一員として自分らしくいきいきと活動することが重要です。そのためには、多様性を認め、個性や能力が発揮できる生き方・働き方ができる機会の確保が必要です。

国においては、「個人の尊重」と「法の下での平等の原則」に基づき、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「女子差別撤廃条約」等、法律・制度の整備が図られてきました。静岡県においては、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を令和2年度に策定し、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を基本目標に掲げ、施策展開を図ってきました。

町においては、平成22年に策定した「西伊豆町男女共同参画推進プラン」をもとに、「男女がともに参画するまちづくり」の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

こうした背景を踏まえ、本計画では「誰もが自分らしく活躍できる支え合いのまち」を新たな基本理念として掲げ、本町における男女共同参画のより一層の推進を図っていきます。

基本理念

誰もが自分らしく活躍できる支え合いのまち

2. 基本目標

基本目標1 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の推進には、教育や学習における意識の醸成が必要不可欠です。性別による固定的な役割にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境の整備、また家庭・地域などのさまざまな場面において活躍できる機会の充実が重要であるという意識啓発も重要です。町においては、家庭や職場、学校教育など、あらゆる場において、男女平等や個人の尊重に関する学習機会の提供・充実を図ります。また、男女平等のみにとどまらず、性の多様性等に関する意識啓発を行い、町民への理解促進を図ります。

基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり

政策や各分野における意思決定の場については、女性の参画がまだまだ不十分な傾向にあり、雇用の場等においても、女性が個々の能力を発揮できる機会や受けられる待遇等は、男性と比較して均等ではない現状となっています。今後は、性別にとらわれず、男女が対等な立場でともに能力を発揮できるような環境や就業機会の整備が求められています。町においては、審議会への女性の参画機会の拡大や管理職への女性登用の推進、企業の方針決定過程への女性参画拡大の支援のほか、男女がともに能力を発揮できるような就業機会の充実、さまざまな働き方が可能となる就業環境の整備等を推進します。

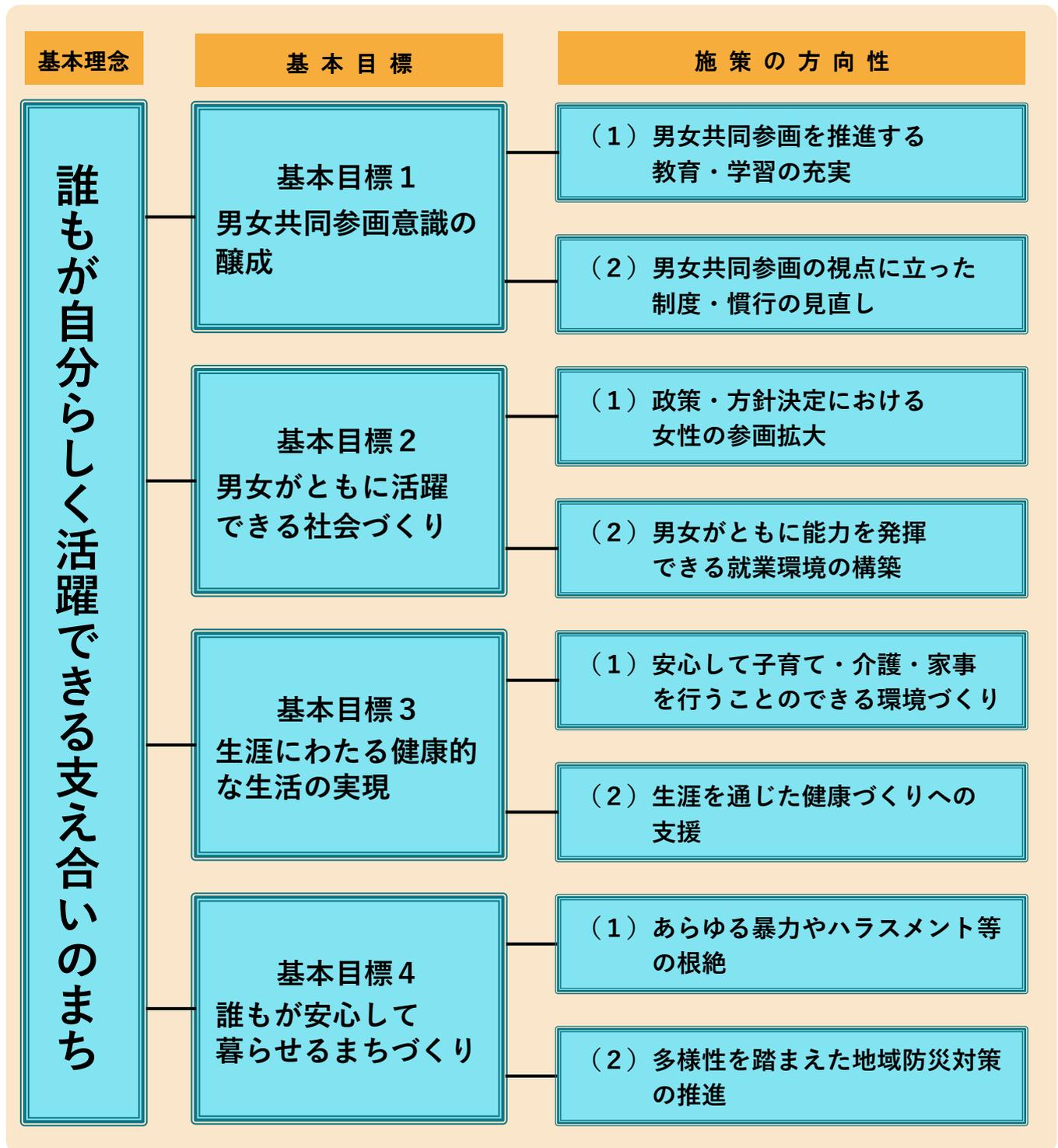
基本目標3 生涯にわたる健康的な生活の実現

生涯を通じ、健康を維持するためには、各種健診・検診の充実や、健康問題等への対策が必要であり、仕事と生活の調和を図ること（ワーク・ライフ・バランス）が重要となります。町においては、町民が生涯を通じ健康づくりに取り組めるよう、健康教室や保健指導等を行います。また、男女が互いの性のあり方について理解したうえで、さまざまなニーズに応じた子育てや介護への支援を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスの維持を図り、健全な労働環境の整備を進めます。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による在宅時間の増加に伴い、配偶者・パートナー等からの暴力（DV）や、セクシュアル・ハラスメントなどが深刻化しています。これらは被害者の人生に悪影響を与える重大な人権侵害となります。町においては、あらゆるハラスメント・暴力は根絶するべきという意識の醸成のほか、多方面からの被害者保護のため、相談支援体制の整備を行います。また、近年は自然災害が多発し、その際の避難所運営等に関しさまざまなニーズが浮き彫りとなっています。男女のニーズの違いや多様性も踏まえた地域防災対策を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3. 施策の体系



第4章 施策の推進

基本目標 1 男女共同参画意識の醸成

基本施策 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を推進していくためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深める必要があります。町民アンケート調査では、男女共同参画社会の実現のために力を入れるべきこととして、「学校における男女共同参画についての教育の充実」を挙げた人がほぼ半数を占めており、幼少期からの教育が重要視されています。町においては、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習をいっそう充実させるとともに、多様性を認め合えるよう意識の啓発を行っていきます。

【主な取り組み】

●学校等における男女平等を尊重する教育の充実、人権の尊重

学校教育の場において、男女の平等・個人の尊重に関する学習機会を設け、充実させます。児童・生徒だけでなく、教職員に対しても男女共同参画の意識啓発を行い、さらに、進路指導において、児童・生徒が自身や生き方について主体的に考え、多様な選択ができるような指導に取り組みます。

具体的施策	施策の内容	担当課
男女平等を推進する学校教育の充実	認定こども園・小学校・中学校において、SDGsの推進について踏まえながら男女平等やジェンダーレス、個人の尊重についての学習機会を充実させていきます。	教育委員会
多様な選択を可能にする進路指導の充実	児童生徒が自己のあり方や生き方を主体的に考え、自己実現に向けた進路選択を行うことができるよう、性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導に取り組みます。	教育委員会
教職員の男女共同参画意識の向上	学校における男女平等意識の定着を図るため、町内小中学校の管理職及びその他の教職員に対し、県や広域で開催される男女共同参画に関する研修の受講推奨を行います。	教育委員会
男女平等に基づく学校運営の推進	授業や学校行事、学級運営などの様々な場において、社会的性別（ジェンダー）の存在を意識し、個人の尊厳や男女平等の視点に立った取り組みを推進します。また、学校運営において女性の管理職への登用を推進します。	教育委員会

●家庭、職場、地域における男女平等・男女共同参画を推進する学習機会の提供

地域において、町民が男女平等への理解を深められるよう、「広報にしいず」を利用した広報・啓発活動を行うほか、各種教室・講演会等、学習機会の提供・充実を図ります。また、家庭・職場等においては、家族が男女平等の視点をもてるよう、家庭教育学級を通じて家庭教育の充実を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
男女平等を推進する家庭教育の充実	家族全員が男女平等の視点に立って、相手の立場を理解し助け合える人間形成を図れるよう、各学校における家庭教育学級を通じて家庭教育の充実を図ります。	教育委員会
地域における男女平等を推進する学習機会の提供	町民の男女平等への理解を深めるとともに、男女共同参画に向けた取り組みを促進するため、各種教室・講演会等の地域における多様な学習機会の提供と内容の充実を図ります。	教育委員会
多様な媒体を活用した町の広報・啓発活動の推進	「広報にしいず」などの多様な媒体を活用しながら、「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」や「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした男女共同参画社会形成に向けた広報・啓発活動を行います。 また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の職場における関連法についての理解が深まるよう、県等が実施する労働者や事業主向けのセミナー等の学習機会を提供していきます。	まちづくり戦略課 教育委員会

●多様性を尊重する啓発の推進

さまざまな多様性を尊重する意識の啓発のため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等に関する教育を推進します。また、町内の外国人住民に対し、暮らしに関する相談支援等に加え、男女共同参画への理解促進を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
性の多様性に関する意識の啓発	人権教育や人権啓発活動を通じて、性の多様性及び性的マイノリティ（L G B T Q）、性や自分の進退について自分で決め、守ることができる権利を指すリプロダクティブ・ヘルス／ライツ等に関する教育・啓発を推進します。また、子どもたちに対し、発達段階に応じた性教育を実施していきます。	教育委員会
外国人住民への情報提供・相談体制の充実、男女共同参画への理解促進	町内在住の外国人住民に対し、窓口対応を通じて各種制度や暮らしに関する情報提供や相談支援を行います。加えて、男女共同参画に関する理解促進を図ります。	窓口税務課

基本施策2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は、性別による固定的な役割分担意識を代表するものです。町民アンケート調査では、このような考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた人が65.7%にのぼっています。男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によってあらゆる分野へ参画できる社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず活動できる機運を高める必要があります。このような状況を受け、町においては、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた理解促進を図りながら、根強く残る性別による固定的な役割分担を反映した慣行等については、見直しを行うなどの取り組みを推進していきます。

【主な取り組み】

●地域社会の制度や慣行の見直し促進

家庭における固定的な役割分担を見直し、柔軟な対応が可能となるよう、家事に関するスキルを身につけるための教室等を開催します。地域においては、自治会やPTA等で男女共同参画の視点に立った活動が行えるよう、従来の慣習や男女の役割に関し、見直しを働きかけます。

具体的施策	施策の内容	担当課
職場における固定的役割分担意識に基づく慣行の見直しへの働きかけ	男女雇用機会均等法の趣旨に基づいて職場のあらゆる場面において男女の均等な機会と待遇の確保の徹底が図られるよう、事業主や労働者に対して男女共同参画について周知・啓発していきます。また、県が主催するセミナーについての情報提供を行います。	産業振興課
家庭における固定的役割分担等の見直しへの働きかけ	家庭内の慣行の見直しや柔軟な役割分担が可能となるよう、家事に関するスキルを身につけるための各種教室・講演会等を開催します。	教育委員会
地域における慣習や慣行の男女共同参画の視点に立った見直しへの働きかけ	自治会やPTA、地域で活動する団体などに対し、男女の活動の選択に中立的でない影響を及ぼす地域のしきたり・慣習や男女の役割の見直しを働きかけます。	教育委員会

●男女の人権を尊重した取り組みの促進

町からの発行物について、性別による固定概念にとらわれない表現を用い、出版物におけるジェンダー平等に配慮した表現を推進します。また、人権侵害等の相談窓口において相談支援を行うとともに、広報を活用した窓口の周知・利用促進を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
広報・出版物等におけるジェンダー平等に配慮した表現の推進	町が発行する広報・出版物等について、性別に基づく固定観念にとらわれない表現を用いるとともに、各種団体が発行する出版物等に対しても同様の働きかけを行います。	各課・局
有害図書等青少年の健全育成に有害なもの販売等の制限周知	「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」により、有害図書等の指定の通知を受けた場合、青少年への販売や閲覧等の禁止、陳列方法等について町内の販売店への周知や立ち入り調査による指導を行います。	教育委員会
町の男女共同参画に関する苦情・相談体制の充実・強化	性別による差別的取り扱いや人権侵害、町の施策等に関する相談窓口となる人権相談所を開設し、相談支援を行うとともに、町広報紙等を活用して人権相談所の利用促進を図ります。また、関係機関等との連携を図りながら、相談者からの申し出に対する適切かつ迅速な対応を図ります。	窓口税務課 各課・局

基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり

基本施策1 政策・方針決定における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政策・方針決定の場に参画し、多様な意見を反映させることが重要です。本町における審議会等委員の女性の登用率は、令和4年において25.2%であり、全国（43.0%）や静岡県（28.8%）より低い水準となっています。また、町民アンケート調査によると、女性の意見が反映されていると考える人は「PTAや町内会等の地域」の分野では5割である一方、「政治」・「行政」・「職場」の分野では約2～3割にとどまっています。町においては、審議会等に女性が参画しやすい環境づくりを推進するとともに、行政や民間企業、団体等においても、方針決定過程への女性の参画や管理職への女性登用を促進する取り組みに努めていきます。

【主な取り組み】

●町の審議会等への女性の参画拡大と管理職への女性登用の推進

性別にかかわらず、男女がともに活躍できるまちづくりのため、町の審議会への女性の登用を拡大し、町役場でも女性の管理職への登用を推進します。また、知識や能力等を適正に判断・評価し、個人の適正に応じた職員配置を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
町の審議会等への女性の登用拡大	町の審議会や、イベント実行委員会等における女性委員の登用を推進します。	各課・局
性別にかかわらず個人の能力と適性に応じた職員配置	性別にかかわらず知識・経験・能力・適性等を的確に把握・評価し、職員一人ひとりを個性や能力に応じた職に配置します。	総務課
女性職員の管理職等への積極的な登用と職員配置、働きやすい環境整備	町役場の管理職への女性の登用を推進するとともに、企画立案部門等への女性の配置を進め、長期的かつ計画的な人材育成に努めます。 また、仕事と家庭の両立支援や働き方の見直しなどを通じて、男女ともに働きやすい環境整備を推進します。	総務課

●民間企業や団体等における方針決定過程への女性の参画拡大への支援

方針決定過程への女性の参画拡大への働きかけのため、民間企業における実態把握の促進、実践できる取組については情報提供を行います。また、男女共同参画の推進のため、積極的格差改善措置（＝ポジティブ・アクション）の必要性・実施方法等について周知を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
企業等への女性管理職の登用促進への働きかけ	男女雇用機会均等法の趣旨に基づき、民間企業における管理職への女性の登用が積極的に図られるよう、実態把握と実践できる取り組みについて情報提供を行います。	産業振興課
各種団体や自治会等の役員への女性登用の促進	情報提供や相談支援を通じて、各種団体や自治会等の役員への女性の登用を促進していきます。	各課・局
企業・団体等における積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）の理解促進	企業や各種団体等による方針決定過程において、男女共同参画を推進するため、積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性や実施方法等について周知します。	各課・局

基本施策2 男女がともに能力を発揮できる就業環境の構築

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが自立し、生きがいのある生活を送るため、経済的基盤となる就労の機会を確保すること、固定的な性別の役割分担等にとらわれず、働きたいと思う人すべてがその能力を発揮し、いきいきと就業できる環境づくりなどが必要不可欠です。町においては、雇用について男女ともに均等な機会を設け、待遇を確保することが重要であることの周知を行います。また、仕事と家庭を両立できるような環境の整備に加え、一人ひとりのライフスタイルに合わせたさまざまな就業が可能となるよう、企業への情報提供や意識啓発を行います。

【主な取り組み】

●雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における均等な機会の獲得、また性別を問わず個人の能力や意欲を十分に発揮でき、職業観・就業意識の醸成につなげるため、「男女雇用機会均等法」・「女性活躍推進法」に関して、企業及び労働者へ広く周知・啓発を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
「男女雇用機会均等法」・「女性活躍推進法」に対する企業の理解促進	男女ともに雇用において均等な機会を得られるとともに、その意欲・能力に応じて均等な待遇を受けることができるよう、企業に対して「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等の関連法について周知・啓発していきます。	産業振興課

●女性の職業意識の高揚と能力発揮、チャレンジへの支援

企業で働く女性が十分に能力を発揮できるよう、情報提供を行います。農林水産業においては、自営の商工業者や関連団体に対し、方針決定の場などにおける女性の参画を進めるよう呼びかけます。まちづくりや観光の分野においても、男女共同参画の推進を進めるため、女性が参加した活動事例についての情報発信を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の経営参画への支援	再就職や起業、キャリアアップ、地域活動等へのチャレンジを支援するため、女性の活躍事例やチャレンジに必要な知識・能力を身につけるための講座等について周知します。 また、自営の商工業者やその関連団体に対し、生産や方針決定の場への女性の参画を進めるよう呼びかけるとともに、商工会等の経済団体における女性部の活動に対する助成などを通じて女性の能力開発や働きやすい環境整備を推進します。	産業振興課 教育委員会

具体的施策	施策の内容	担当課
商工業における女性の起業家の育成・支援	自らの生活体験や知識、技術等を生かして新たに事業を行う女性に対して起業ノウハウの提供等の経営技術支援や事業資金の融資を円滑に行うことにより、企業を支援します。	産業振興課
農林水産業従事者の技術・経営管理能力の向上促進	農山漁村の企業活動グループに対し、経営管理能力の向上に資する研修会等を実施し、企業活動に取り組む女性を支援します。また、県が開催する、農業技術や経営等についてのセミナーについての情報提供を行うことで、農林水産業に従事する女性の知識・技術・経営管理能力の向上と経営への参画を促進します。	産業振興課
農業経営を行う女性への支援	女性が持っている能力を十分発揮し、働きに応じた収益の配分、資産の形成、就業条件・環境整備等が適正に行われるよう、女性の対等な経営のパートナーとしての方針決定への参画を支援します。また、地域おこし協力隊との連携やＩターン就職の促進等を通じて、地域の農林水産業を担う人材の確保を図ります。	産業振興課 まちづくり戦略課
地域おこし・まちづくり・観光の分野における男女共同参画の推進	地域おこし活動やまちづくり、地域コミュニティ活動、観光等に関わる人材を育成するとともに、女性が参画した活動事例等についての情報発信を行います。	産業振興課 まちづくり戦略課

●仕事と家庭を両立するための環境整備の推進

仕事と家庭の両立のため、子育て・家事をしながらでも働き続けられる職場づくりの必要性を啓発し、企業における理解の促進を図ります。また、男性の育児・介護休業の取得支援として、企業等に対し情報提供を行います。町役場においては、率先して休業を取得できるような環境づくりを図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
事業主等への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	子育てや介護をしながら働き続けることができる職場づくりの必要性について啓発し、企業の理解を促進します。	産業振興課
労働時間短縮の促進	「働き方改革関連法」に関する周知や広報等を通じて、企業及び労働者の労働時間短縮意識の向上を図るとともに、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等を図ります。	産業振興課
男性の育児休業（休暇）・介護休業（休暇）の取得支援	仕事と家庭の両立に向けて、特に男性の育児休業（休暇）・介護休業（休暇）取得を推進するため、町役場において率先して休業（休暇）を取得できる環境づくりを図ります。	総務課
仕事と家庭の両立についての地域や職場の理解の促進	男女ともに仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図ることの重要性について、県主催のセミナーの周知や啓発資料等を通じて周知していきます。	産業振興課 健康福祉課 教育委員会

●多様な働き方が可能となる就業環境の整備

就業環境の整備により多様な働き方が可能となるよう、関連法に関し、労働者・雇用者双方に周知を行います。また、個人の希望等に合わせて働き方を選択できるよう、テレワーク等に関する情報提供を行い、企業への啓発を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
在宅勤務、SOHO等多様な働き方についての情報提供	個人の希望やライフステージに応じて、多様な働き方を選びながら働き続けることができるよう、テレワーク、SOHO、シルバー人材センター等の多様な働き方に関する情報提供を行います。	産業振興課 健康福祉課
多様な働き方を選択できる環境の整備	パートタイム労働者や派遣労働者など、労働者が多様で柔軟な働き方を選択した場合でも、適正な処遇・労働条件が確保されるよう、企業に対して啓発していきます。	産業振興課

基本目標 3 生涯にわたる健康的な生活の実現

基本施策 1 安心して子育て・介護・家事を行うことのできる環境づくり

家庭において、男女がともに協力し、子育て・介護・家事を行うことは、男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。また、「仕事」と「生活」を両立できた状態で健やかな生活を送ることも重要であるため、各企業・事業所が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義についての理解を深め、町民一人ひとりが希望する働き方を実現できるような取り組みが必要です。町においては、男性・女性がともに家族の一員として子育て・介護・家事へ関わるということが重要であるという意識の理解促進をはじめ、働きながら子育て・介護・家事を両立できるような環境の整備に取り組めます。

【主な取り組み】

●男女がともに担う子育て・介護・家事の促進

子育て・介護・家事への男性参画の促進のため、子育てや料理、ワーク・ライフ・バランスに関する講座・教室を開催します。また、児童・生徒に対し、保育体験学習等を通じ、子育てについての理解促進を図り、子育てへの教育を充実します。

具体的施策	施策の内容	担当課
子育て・介護・家事への男性参画の促進	家庭生活における男性の家事や育児、介護等への参画促進を図るため、子育てや料理、ワーク・ライフ・バランスに関する講座や教室を開催します。	教育委員会 健康福祉課
子育て・介護についての教育・学習機会の充実	男女ともに家族の一員として子育て・介護ができるよう、各種健診や家庭教育学級、子育て情報の提供、介護に関する相談支援等を通して、家庭の教育力・養育力の向上を図ります。	教育委員会 健康福祉課

●多様なニーズに対応した子育て・介護への社会的な支援

相談・支援体制を充実し、子育てにおける精神的な負担の軽減や、介護におけるさまざまな問題の解消・解決を図ります。子育てに関しては、妊産婦及び乳幼児の健康増進を図るため、母子保健サービスや保育サービス、ひとり親家庭への支援を充実させます。介護に関しては、介護予防にかかる事業の実施のほか、知識に関する普及・啓発を行い、地域における自主的な予防活動を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
地域住民や企業等による子育て・介護の支援活動の促進	在宅高齢者のためのボランティア活動や子育てサークルの運営等に対して支援を行います。また、子育て家庭を地域・企業・行政が一体となって支援するため、しずおか子育て優待カード事業を実施します。	健康福祉課
子育て・介護に関する相談・支援体制の充実	子育てにかかる精神的な負担を軽減するため、民生・児童委員や地域子育て支援センター等の地域における相談・援助体制を充実させていきます。また、虐待やいじめ、ヤングケアラー等の複雑化・多様化する子どもに関する問題に対し、児童相談所をはじめとする関係機関が連携しながら対応・支援していきます。 加えて、介護に関する相談や引きこもり、認知症等の高齢者に関する様々な問題に対して、地域包括支援センターと関係機関が連携して対応していきます。	健康福祉課
母子保健サービスの充実	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進及び保護者の健康意識の向上を図るため、未熟児訪問や1歳6か月児健診、3歳児健診等の母子保健サービスを充実させます。	健康福祉課
多様なニーズに対応した保育サービスの充実	0歳児からの保育や一時預かり保育等きめ細かな保育サービスを提供していきます。また、小学生を対象とした放課後児童クラブを設置・運営します。	健康福祉課 教育委員会
介護予防事業の充実	可能な限り長く健康でいられるよう、介護予防に関する事業の実施、知識に関する普及・啓発を行うとともに、地域の自主的な予防活動の推進・支援を行います。	健康福祉課

基本施策２ 生涯を通じた健康づくりへの支援

互いの性のあり方を理解し、尊重しながらともに生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために大変重要なことです。また、妊娠や出産を含め、自身の性に関することや身体のことを、自分で決め、守ることができる権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点に立って、女性の健康について考えることが大切です。男性においても、喫煙や飲酒の習慣が女性よりも多い傾向にあることから、性差に応じ生涯を通じた健康づくりへの支援に取り組む必要があります。町においては、あらゆる年代においてそれぞれの性が尊重され、身体的にも、精神的にも満たされた状態で、健やかに生活できるように将来にわたる包括的な支援に取り組みます。

【主な取り組み】

●健康づくりへの支援

健康づくりへの支援のため、健康相談を行うほか、疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診・検診を充実させます。また、食育月間（6月）や食育の日（毎月19日）を中心に、食育推進運動を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
健康教育・相談指導の充実	各種健康教室や保健指導等を通じて、健康づくりに関する教育・相談指導の充実を図ります。	健康福祉課
各種健診・検診の充実	特定健康診査や高齢者健康診査、各種がん検診等を通じて、疾病の早期発見・早期治療を図ります。また、各種健診・検診の受診率向上に向けた受診勧奨を行います。	健康福祉課
食育の推進	町民全体が「食」に関する知識を身につけるとともに、健全な食生活を実践できるよう、食育教室等の「食」に関する教育活動や、「食育月間（6月）」や「食育の日（毎月19日）」等を中心に食育推進運動を行います。	健康福祉課 産業振興課 教育委員会

●女性の健康保持増進対策の推進

母子保健サービスを充実させるほか、女性のライフサイクルに応じた健康づくりへの支援を行い、女性の健康増進を推進します。また、妊娠中・出産後の健康管理について企業へ周知し、母親を支援するための理解促進を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
母子保健サービスの充実【再掲】	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進及び保護者の健康意識の向上を図るため、未熟児訪問や1歳6か月児健診、3歳児健診等の母子保健サービスを充実させます。	健康福祉課
女性のライフサイクルに応じた健康づくりへの支援	子宮頸がん・乳がん等、ライフステージの中で女性が直面する健康課題に応じて適切な健康管理を行うことができるよう、関係機関と連携しながら検診の受診について啓発し、早期発見・早期治療を図ります。	健康福祉課

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本施策1 あらゆる暴力やハラスメント等の根絶

配偶者・パートナー等からの暴力（DV）や、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの暴力やハラスメントは被害者の尊厳を著しく傷つけ、その後の人生に大きな影響を与え、貧困などのさまざまな問題にもつながるものです。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、DVや性暴力の相談件数が全国的に増加しており、生活不安やストレス、在宅時間の増加等による深刻化も懸念されています。町においては、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、DVや性暴力、ハラスメント等を許さないという意識の徹底のほか、被害の防止、被害者の安全確保、相談支援体制の整備に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

●暴力やハラスメント等を許さない社会意識の醸成

あらゆる暴力やハラスメント等を許さない意識の醸成を図るため、人権尊重に関する教育・啓発活動を行います。人権侵害については、学校における学習機会を提供します。また、町役場・学校においては、職員を対象とした研修を行い、ハラスメント防止対策を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
あらゆる場における人権尊重を徹底するための教育・啓発活動の充実	配偶者・パートナーからの暴力（DV）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等のあらゆる人権侵害の防止に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を中心とした啓発活動を行います。	窓口税務課 健康福祉課
青少年に対する啓発活動の推進	学校・地域・青少年問題協議会、NPO、ボランティア団体等と連携・協働しながら、性に関する正しい知識が得られるよう関連法に関する周知や指導、啓発活動を行います。	教育委員会
雇用の場におけるハラスメント防止対策の促進	「女性活躍・ハラスメント規制法」により事業主に義務付けられているセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠出産をめぐるマタニティ・ハラスメントの防止対策に必要な措置について、情報発信を行い企業の理解を促進します。	産業振興課
町・学校等におけるハラスメント防止対策の促進	町・学校等における各種ハラスメント対策に向けて、職員・教職員を対象としたハラスメント研修を実施します。また、学校におけるハラスメントに関する相談窓口の設置について検討します。	総務課 教育委員会

●相談支援体制の充実と被害者保護の推進

被害者に対する相談支援体制の整備のほか、自立支援の充実を行い、被害者保護を促進します。また、被害者のみでなく加害者の相互への相談支援・指導・自立支援を行い、暴力やハラスメントの根絶に向けた取り組みを進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
被害者に対する相談支援体制の整備	被害者に対する相談支援体制を関係機関との連携により整備するとともに、相談窓口について周知していきます。	健康福祉課
被害者の保護、自立支援の充実	配偶者・パートナーからの暴力（DV）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の被害者について、関係機関や県等と連携しながら早期発見や適切な保護、被害者と加害者の相互への相談支援・指導・自立支援等に努めます。	健康福祉課

●困難を抱える女性に対する支援の推進

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大により、失業等の雇用問題や生活困窮等の経済問題、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数の増加、孤独・孤立等による不安等の女性を取り巻く様々な課題が顕在化しました。こうした社会状況を受けて、国では「困難を抱える女性への支援に関する法律」を制定し、令和6年4月より施行します。この法律では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）に対する支援策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指しています。

本町においては、国の根拠法及びこれに基づいて県が策定する「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を踏まえて、女性が抱える生活課題への支援策を推進していきます。

具体的施策	施策の内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 相談支援員の設置	生活困窮を抱える町民からの相談に広く対応し、生活や就労等に関する課題の解決を図るための支援を行います。	健康福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立促進や生活基盤の安定に向けて、福祉資金の貸付や医療費の助成、家庭生活支援員派遣による日常生活支援等の支援を行います。	健康福祉課

基本施策2 多様性を踏まえた地域防災対策の推進

近年、地震や豪雨による大きな災害が全国的に多発するなか、避難所運営や防災用物資に関して、多様なニーズに対応する必要性が明らかになっています。町民アンケート調査では、災害時等の避難所運営において「性別への配慮等による避難所のプライバシー確保」を求める人が約9割を占め、男女のニーズの違いのほかにも、多様な人への配慮が必要であることがうかがえる結果となっています。令和2年に内閣府が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」でも示されている通り、男女共同参画の視点をもった災害対応や、その意思決定過程への女性参画を町においても推進していきます。

【主な取り組み】

●多様性を踏まえた地域防災対策の推進

男女のニーズの違いを踏まえ、防災訓練の実施や実際に災害が起きた際の避難所の運営等、さまざまな場面において男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、実施・運営に努めます。また、各種防災マニュアルの作成についても、男女共同参画の視点を踏まえた内容となるよう努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施	防災対策に関する方針決定過程における、女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施に努めます。	防災課
男女共同参画の視点に立った避難所の運営	被災時の男女のニーズの違いを踏まえて、男女共同参画による避難所運営及び災害用備蓄物品の整備等に努めます。	防災課
防災マニュアルの計画的な運営	町が作成する地域防災計画及び防災マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえた内容とするよう努めるとともに、策定段階における女性目線の意見の集約に努めます。	防災課

●防災活動における女性の参画推進

消防団への女性の加入促進を図り、防災活動における女性の参画を推進します。また、防災活動時等における防災リーダーに女性を登用するため、人材の発掘・育成を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
女性防災リーダーの育成	女性防災リーダーを担う人材の発掘・育成を図るよう、自治体に働きかけます。	防災課
消防団への女性の加入促進	消防団等への女性の加入・参画を促進します。	防災課

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

男女共同参画の推進においては、町民一人ひとりの意識や取り組みの実践が必要不可欠となります。そのため、本計画について、町のホームページへの掲載や広報紙での周知、生涯学習の場などの様々な機会を活用して情報を発信していきます。

また、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、町民、地域の関係機関・団体、地元の企業・事業者などの理解を深め、それぞれが実践する主体的な取り組みを支援していきます。

2. 庁内の推進体制

それぞれの施策の実施及び進捗管理は担当部署によって推進することが基本ですが、男女共同参画推進プランにおける施策は、教育・労働・保健・福祉等多岐に渡っています。施策全体を総合的かつ効果的に推進していくことが必要であることから、部署間の密な連携を図っていくとともに、庁内全体において男女共同参画意識の醸成・定着に努めるものとします。

3. 計画の評価・進捗管理

本計画における施策の実施状況については、担当部署が各施策の進捗状況や効果を点検・評価・検証を行い、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

4. 国・県との連携

ジェンダーや性的マイノリティ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等、男女共同参画に関する考え方や社会情勢においては急激な変化が起きている。こうした変化に対応し、柔軟な施策展開が可能となるよう、県や国、関係機関、企業・事業所等との連携を強化し、情報収集・情報発信や広報・啓発等に努めます。